

令和5年度 姫路市地域おこし協力隊 募集案内

応募受付期間 令和5年8月22日(火)~令和5年10月10日(火)まで



【お問い合わせ・応募先】

姫路市 政策局 ひめじ創生戦略室

ふるさとプロモーション推進室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

メール: chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

電話番号: 079-221-2833

姫路市地域おこし協力隊募集要項

1 趣旨

兵庫県姫路市の沖合い18kmの瀬戸内海に浮かぶ大小40余りの島々から成る家島諸島。家島の魅力の一つは、島の近海で獲れる新鮮な魚介類です。複雑な海岸線に囲まれた島周辺は、魚の格好の棲み家で、タイやタコ、アジなど年中多くの魚介が揚げられます。特に、ぼうぜ鯖、ぼうぜがに（ガザミ）、^{はなひめさむら}華姫鯖、^{しらぎはも}白鷺鱧はブランド魚として売出し中で、島内の旅館や飲食店には新鮮な魚料理を求めて多くの来訪者がいます。

また、本島の港の両側に山が迫る裾野に石材運搬船、ドックや建物が並び、島の人たちが生き生きと行き交う瀬戸内の港町や、隣接する坊勢島の湾奥の漁港を取り囲む漁村の風景は他の島では見かけることが少ない貴重な風景です。まるで昭和にタイムスリップしたような原風景を大阪からは2時間、姫路市本土からは30分の至近距離で味わえます。

一方、全国の離島と同様に、人口流出、高齢化等に伴い、地域活動の担い手が減少し、将来的に地域の活力が失われてしまう可能性があります。そこで、こうした様々な課題に向き合いながら豊かな地域資源を活用し、地域の方々と一緒になって活性化に協力していただける方を募集します。

※家島諸島の魅力については、こちらをご覧ください。

・姫路市ホームページ

家島地域紹介ページ <https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/category/1-7-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

・家島観光事業組合 <https://h-ieshima.jp/>

2 募集人員

地域おこし協力隊員 若干名

3 活動地域

家島諸島（人口4,079人（令和2年国勢調査））

4 活動内容

- (1) 地域資源（観光・特産品）の発掘、振興に係る支援活動
- (2) 住民の生活支援、水産業等の応援・従事など地域活動及び地域の維持・活性化につながる活動
- (3) 家島暮らしの魅力情報の発信・PRなどの移住促進活動
- (4) 地域行事の支援・共同作業イベントなどの活動

5 募集対象

次の(1)～(5)の要件を満たす方で、採用後に家島町に住民票を移し、居住できる方。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

(ア) 三大都市圏内外の都市地域に住所を有する方

(イ) 三大都市圏内外の一部条件不利地域であって、条件不利区域（過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域）以外に住所を有す

る方

※上記(ア)、(イ)の地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブサイトに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)

(ウ) 2年以上地域おこし協力隊として活動し、かつ地域おこし協力隊の解嘱の日から1年以内の方

(エ) 2年以上JET参加者として活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方

(2) 普通自動車運転免許を有する方

(3) 一般的なパソコンの操作（SNS等を利用した情報発信を含む）ができる方

(4) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組める方

(5) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※欠格条項

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※制度上、姫路市外からの家島への転入が必要となりますので、既に市内在住の方はご応募いただけません。

6 勤務時間・活動日

週30時間勤務（1日6時間、週5日勤務）

(1) 勤務時間は9時から16時まで（12時から13時までは休憩時間）

(2) 毎週土・日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

※島内行事・イベントの従事等により上記の休日に出勤した場合は、別の日に休日を設定します。

(3) 時間外勤務の有無（有）・無

7 任用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用されます。

※会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務に関する規程が適用されます。

8 勤務場所

主な執務場所は姫路市家島町内の公共施設とし、採用後、別途指示します。

9 任用期間

(1) 令和5年(2023年)12月1日(予定)から令和6年(2024年)3月31日までとします。

ただし、業務上の必要があり能力実証の結果が良好であれば、3年を超えない範囲で連続3回まで公募によらず再度任用される可能性があります。また、住居の確保や住環境の整備等

の理由により、12月1日以降の任用となる可能性があります。

- (2) 採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は、条件付採用期間が延長されることがあります。

10 報酬

月額基本報酬 190,901円（令和5年度の実績による）

※制度改正等により変更される可能性があります。

※基本報酬の他に、市の規程に基づき、通勤手当に相当する費用と期末手当が支給されます。

11 待遇及び福利厚生

- (1) 兵庫県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- (2) 市の規程に基づき、年次有給休暇、特別休暇等が付与されます。
- (3) 活動期間中の住居は家島町内に用意します。一部、自己負担が発生する場合があります。
- (4) 引越しに必要な経費、住宅に係る光熱水費、電話通信費、生活に必要な電化製品等は原則自己負担となります。
- (5) その他、活動に必要な経費（消耗品費、研修参加費等）は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、予算の範囲内で姫路市が負担します。

12 応募受付期間及び応募方法

令和5年8月22日（火）から令和5年10月10日（火）までに以下の2点を郵便、信書便又は持参にて提出してください（消印有効）。なお、提出書類は返却しません。

- (1) 姫路市地域おこし協力隊（会計年度任用職員）採用申込書（下記ホームページよりダウンロードしてください）
- (2) 住民票の写し（1ヶ月以内に取得したもの）

なお、応募者全員に対して、オンライン面談にて応募内容の確認をさせていただきます。応募受付後、採用申込書に記載のある連絡先にご連絡いたしますのでご対応をお願いいたします。（オンライン面談は選考ではありません。）

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006209.html>



13 現地見学・相談等

「おためし地域おこし協力隊（2泊3日の体験事業）」を令和5年10月6日（金）から8日（日）に行う予定ですので、参加をご希望の方は別途お申込みください。なお、地域おこし協力隊の応募に関して、「おためし地域おこし協力隊」に参加していることが条件ではありません。（詳細につきましては、下記ホームページをご確認ください。）

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000018330.html>



また、個別に現地見学やオンライン相談を希望される場合は、ご相談ください。ただし、現地見学について、見学内容はご希望に添えない場合があります、交通費等は自己負担とします。

14 選考

(1) 第1次選考

書類選考により、結果を令和5年10月中旬頃に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に行います。

試験予定日	試験会場	試験内容
令和5年10月19日(木)	姫路市総合福祉会館	面接

注1) 上記日程は、あくまでも予定であり、詳細については第1次選考合格者に対して別途通知します。

注2) 第2次選考に要する交通費等は応募者の負担とします。

(3) 第2次選考の結果

令和5年10月末頃に、第2次選考者全員に文書で通知します。

※選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

※結果通知後に合格者が辞退となった場合等には、次点者を繰り上げて合格とする場合があります。

15 その他

応募書類等に不正があることが判明した場合には、合格(採用)を取り消すことがあります。